

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 22 日

(一社) 不動産協会	担当者 殿
(一社) 全国住宅産業協会	担当者 殿
(一社) 不動産流通経営協会	担当者 殿
(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会	担当者 殿
(公社) 全日本不動産協会	担当者 殿

国土交通省 都市局
市街地整備課
都市計画課

「無電柱化まちづくり促進事業」に関する説明会の開催について

平素より市街地開発事業等における無電柱化の取組にご尽力いただき、感謝いたします。

市街地開発事業等を実施する場合には、無電柱化の推進に関する法律（平成 28 年法律第 112 号）第 12 条に基づき、電柱または電線を道路上に新たに設置しないようにすることとなっているところです。

市街地開発事業等における無電柱化については、電線共同溝により実施されるものを中心に社会資本整備総合交付金等により支援を行ってきたところですが、電線共同溝方式によらない方法で無電柱化を実施する場合についても、令和 4 年度に社会資本整備総合交付金及び防災安全交付金の基幹事業として「無電柱化まちづくり促進事業」を創設し、支援を行っているところです。

本制度の活用によるまちづくりにおける無電柱化を推進し、支援制度の概要や無電柱化に関する各種情報について周知を図るため、都道府県及び市町村等の地方公共団体の担当職員や民間事業者を対象にした説明会を下記のとおり開催いたします。

今回の説明会の開催につきまして、開発事業に携わる方々にご参加いただけますよう貴団体加盟各社に対する周知をよろしくお願いいたします。

記

1. 説明会の内容（予定）

- ・「無電柱化まちづくり促進事業」の概要について
- ・「市街地開発事業における無電柱化推進のためのガイドライン」について
- ・「開発事業における無電柱化推進のためのガイドライン」について
- ・「無電柱化まちづくり促進事業」を活用した無電柱化の取組事例について（予定）
- ・関係省庁等からの情報提供（予定）
- ・質疑応答 等

2. 開催日・会場

令和7年8月21日（木） 10:00～12:00 オンライン（Teams）にて実施

3. 対象者

都道府県及び市町村の市街地開発事業や開発許可等の担当者（出席者の役職は指定しておりません。）、民間事業者他

4. 参加登録

参加希望の場合は以下の登録フォームにて事前の登録をお願いします。

（※切：令和7年8月6日（水））

<https://forms.office.com/r/2wQ6jWteGM>

※後日、登録したメールアドレスあてに、

会議のURL、当日の説明資料を送付いたします。

登録フォームにアクセスできない場合には、下記問い合わせ先にご連絡ください。



5. 問い合わせ先

国土交通省 都市局 市街地整備課 宮川・金井（03-5253-8413 kanai-y2pn@mlit.go.jp）

国土交通省 都市局 都市計画課 和知・竹中（03-5253-8293 takenaka-h2kn@mlit.go.jp）